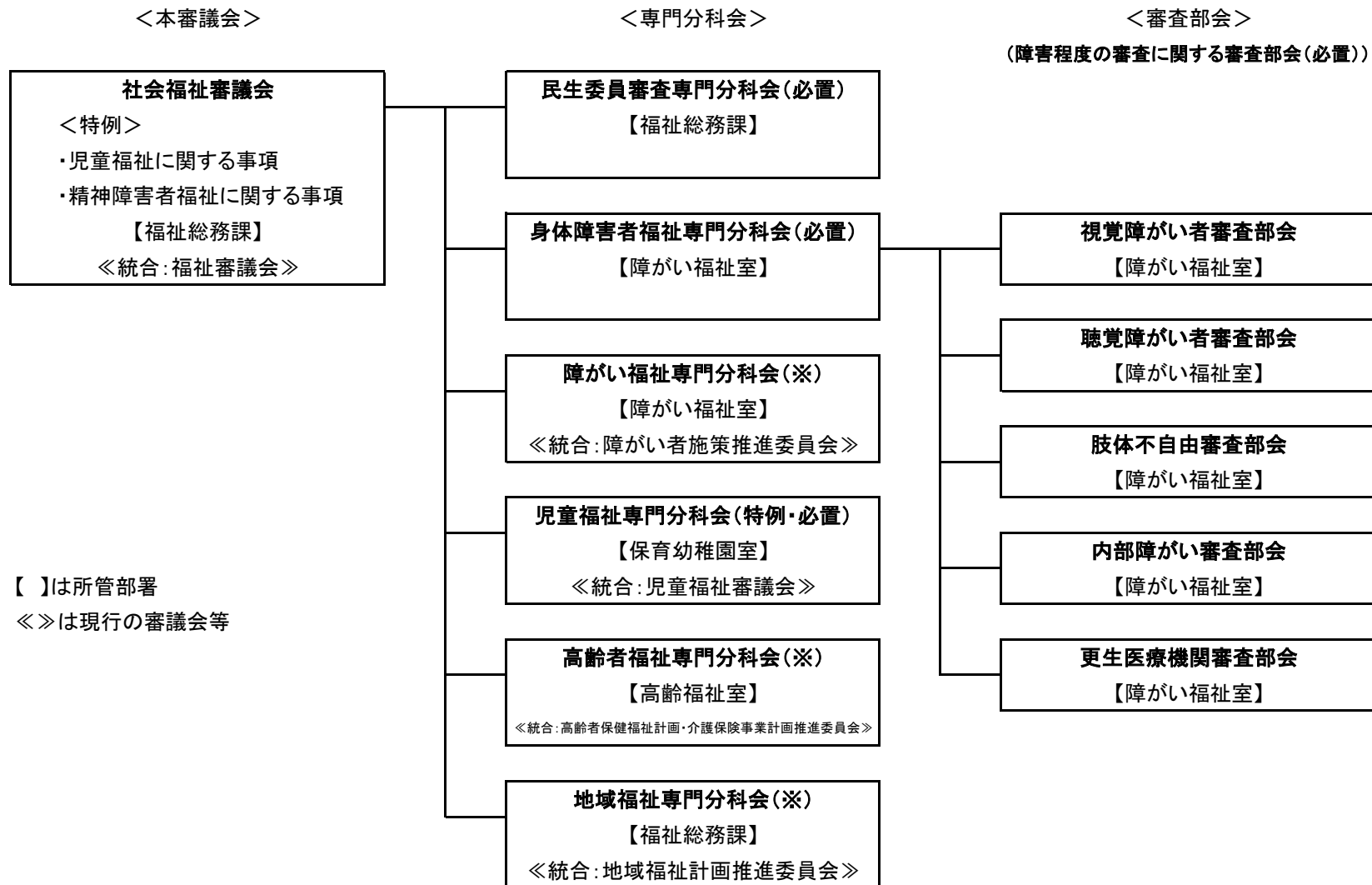


社会福祉審議会構成（案） ※専門分科会等の名称は仮称



注： 専門分科会の(必置)は社会福祉法第11条第1項及び第12条第2項に基づき設置するもの。  
 専門分科会の(※)は社会福祉法第11条第2項に基づき、必要に応じ設置することができるもの。(その他の専門分科会として設置可能)